

議案第 6 6 号

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
について

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年大口町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望により、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの</u>（入所定員が20人以上</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望により、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの</u>（入所定員が20人以上</p>

新	旧
<p>のに限る。) であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>のものに限る。) であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

改正要旨

1 改正の目的

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）を行う者が連携を求められる連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）について、新たに国家戦略特別区域法に基づき指定された区域で実施される国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所が加まりました。

ただし、本町は国家戦略特別区域法に基づき指定された区域ではないため、用語の整理を行うものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。